

# 駅前広場等での 迷惑行為は禁止されています！

## 《栃木市駅前広場等迷惑行為防止条例》

### 迷惑行為として禁止される行為

- 1 施設及び器物を損壊し、汚損し、滅失すること
- 2 粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すこと
- 3 座込み、寝そべり、その他これに類する行為をすること
- 4 たばこの吸殻、紙くず、チューインガムのかみかす、空き缶、ペットボトル等を不法に投棄すること

### **5 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること**

禁止されている行為を行った者に対しては、行為の中止や駅前広場等からの退去を求めます。

この求めに応じないときには、栃木警察署に通報し、告発など必要な措置を講じます。

※「駅前広場等」とは、鉄道の駅につながる連絡通路、歩道、ロータリーなど駅に附帯する場所をいいます。

(問い合わせ先) 栃木市生活環境部交通防犯課(Tel21-2151)